

令和2年 第8回浅口市農業委員会議事録

令和2年8月17日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	杉本正彦	出
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	欠
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第15号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和2年9月15日（火））

開会（午後１時３５分）

議長 それでは、これより会議を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は１２名です。定足数に達しておりますので、これより令和２年第８回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において５番古川委員、６番佐藤委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第２５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５４４番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書２ページです。

議案第２５号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和２年８月１７日提出。

番号５４４の１、土地の所在、鴨方町鴨方。地目は田。面積８７６平方メートル。

番号５４４の２、土地の所在、鴨方町鴨方。登記地目は田。現況地目は畑。面積９６０平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、６８歳、農業。譲り渡し人は、東京都杉並区、７３歳、農業。譲り受け理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、６番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 ６番佐藤です。

地図は１ページ、２ページにあります。

場所は、鴨方のホームセンターコーナンの北側約１００メートル、２番のほうが１００メートル、１番のほうが約３００メートルぐらいのところにあります。

この土地は、譲り渡し人が譲り受け人に対して、つくってもらえんかというようなことで、１年かぐらい前に言われとったらしいんですが、ここでもう譲りたいからという話でまとまったようです。別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、544番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、547番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号547、土地の所在、金光町大谷。地目は畑。面積272平方メートル。

譲り受け人、鴨方町六条院中、72歳、自営業兼農業。譲り渡し人、岡山市中区、69歳、無職、ほか1名。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

事務局 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

これが、位置図は3ページになります。

ちょうど大谷の一番東のほうにあります唐船の交差点よりもちょっと西へ入った道のほとりにあるんですけど、ちょうど今、新しいバイパスができたちょうど南手のほうになります。少し荒れぎみになっておるようなんで、ちゃんと管理してくれる人にこれからしてもらおうと助かるんじゃないかと思います。特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、547番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、551番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号551の1、土地の所在、鴨方町小坂西。地目は畑。面積311平方メートル。

番号551の2、土地の所在、鴨方町小坂西。地目は畑。面積193平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町小坂西、67歳、農業。譲り渡し人は、鴨方町小坂西、93歳、農業。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、9番虫明伸吾委員、補足説明をお願いします。

委員 9番虫明です。

地図は5ページ、6ページになります。

鴨方西小学校より西へ2キロぐらい行って尾坂を越す道のちょうど下ぐらいになりますか。場所はそのあたりです。

ほいで、ここの人は、譲り渡し人と譲り受け人が親子関係で、何も別に問題はないと思います。よろしくご審議のほど、お願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、551番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、554番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号554、土地の所在地、金光町佐方。地目は田。面積292平方メートル。

譲り受け人は、金光町佐方、43歳、自営業兼農業。譲り渡し人は、広島県福山市、70歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

この物件の場所は、ちょうど佐方インターの最後の終点のところの、ちょうど南側になりますが、この南に諏訪神社というお宮さんがあるんですけど、その道路を越して北側になるところの物件です。

譲り渡し人のほうは、佐方の出身で、今はもう福山のほうに住んでいます。週に一、二度、こっちに帰ってきて、自宅の周りのほうの畑とか、その辺はやっとるんですが、ここは1キロから1.5キロぐらい離れてるんですけども、そのままずっと何も植えてない状況になってますんで、今回、もう譲り受け人のほうが、もう近くなんで話がまとまったというふうに向っています。特に問題はないと思いますので、審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、554番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、555番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号555の1から6までの土地の所在はいずれも寄島町です。

番号555の1、地目は畑。面積198平方メートル。

番号555の2、登記地目は雑種地。現況地目は畑。面積36平方メートル。

番号555の3、地目は畑。面積334平方メートル。

番号555の4、地目は畑。面積204平方メートル。

番号555の5、地目は畑。面積295平方メートル。

番号555の6、地目は畑。面積210平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市福田、60歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町小坂西、71歳、農業。譲り受け人の理由は増反、譲り渡し人の理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 12番梶原です。

譲り渡し人様のほうのご実家に当たるところで、弟さんの死亡により相続された土地を、申請を通して譲り受け人のほうに渡す予定となっており、受ける側のほうも農機具も所有しており、問題はないかと思えます。

以上、ご審議をお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、555番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第26号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

550番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。

議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について。令和2年8月17日提出。

番号550、土地の所在地、金光町大谷。登記地目は田。現況地目は畑。面積353平方メートル。

申請人は、金光町大谷、31歳、会社員兼農業。転用目的は一般住宅。

施設の概要は、居宅1棟92.74平方メートル、木造平家建て合金メッキ鋼板ぶき、建蔽率は26.27%です。農地区分は2種ですが、当該事業の目的を達成できる他の土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

これは、国道2号線の唐船から西へ行ったところに、大谷に点滅の信号機があるんですけど、それを入れてちょっと西のほうへ向いて走ったところの放棄土地の一角を新しく宅地にするということで、家を建てるということであると思います。ちょうど国道2号線の信号機のちょっと西手から北へ50メートルぐらい行ったところなんですけど、今まで造園業の倉庫とか駐車場になって下へ行きよったところの農地。土木委員とか、ほかの住民の人との話もできておるようで問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、550番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

553番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年8月17日提出。

番号553、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積138平方メートル。

譲り受け人は、金光町地頭下、62歳、会社員。譲り渡し人は、神奈川県川崎市、58歳、会社員。転用目的は敷地拡張です。

施設の概要は、全体面積は355平方メートルで、居宅1棟、117、52平方メートル、木造2階建て瓦ぶき。倉庫1棟、30.69平方メートル、木造平家建てスレートぶき。露天駐車場3台、24平方メートル、建蔽率は44.78%です。農地区分は第2種ですが、当該事業の目的を達成できる他の土地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 2番の大橋でございます。

位置図は、ページの13から14を参照してください。

この場所は、旧金光町の中北部を東西に走っております県道の倉敷笠岡線の鴨方町の境付近にございます、北側にございますが、通称めおと池という池が2つございます。その間に小三宅の公会堂がございまして、それをずっと北側に200メートルぐらい上がったところが申請の位置になります。

申請されております位置は、今まで譲り受け人が借りて利用をしておられたやに聞いております。これは一体的に利用することによって、よりよい土地利用を考えると
いうふうにお聞きさせていただきました。何も問題はないと思います。よろしくご審
議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、553番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第28号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第28号農用地利用集積計画について。令和2年8月17日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号18番から24番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及
び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保さ
れており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は4名です。更新件数が0件で、新規件数が7件、いずれも
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、
3年以上6年未満が6件、10年以上が1件です。地目別設定面積は、田2,689
平方メートル、畑2万953平方メートル、計2万3,642平方メートルです。ご
審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題としま
す。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は7ページになります。

報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年8月
17日提出。

番号540の1、土地の所在、鴨方町深田。地目、田。面積329平方メートル。

番号540の2、土地の所在、鴨方町深田。地目、田。面積638平方メートル。

借り受け人は、鴨方町深田、70歳、農業。貸出人は、鴨方町深田、79歳、農業。合意及び引き渡し年月日は、令和2年6月22日です。

番号541号、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積426平方メートル。

借り受け人は、鴨方町深田、65歳、農業。貸出人は、鴨方町深田、79歳、農業。合意及び引き渡し年月日は、令和2年6月22日です。

番号543、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積876平方メートル。

借り受け人は、鴨方町鴨方、81歳、農業。貸出人は、東京都杉並区、73歳、農業。合意及び引き渡し年月日は、令和2年6月24日です。

番号548、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積1,312平方メートル。

借り受け人は、鴨方町小坂西、86歳、農業。貸出人は、鴨方町小坂西、79歳、農業。合意及び引き渡し年月日は、令和2年7月10日です。

番号549、土地の所在地、金光町地頭下、地目、田。面積1,285平方メートル。

借り受け人は、鴨方町益坂、67歳、農業。貸出人は、金光町地頭下、72歳、会社役員兼農業。合意及び引き渡し年月日は、令和2年6月30日です。

番号552、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積138平方メートル。

借り受け人は、金光町地頭下、89歳、農業。貸出人は、神奈川県川崎市、58歳、会社員。合意及び引き渡し年月日は、令和2年6月30日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをします。

事務局 ①利用意向調査について

②研修視察について

③法律勉強会について

④次回の委員会について

議長 それでは、以上で終わらせていただきます。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時15分）